

三重県からのお知らせ

電子マニフェストの推進に県が助成

優良処理業者の認定制度活用も

電子マニフェスト加入料助成について

三重県では、平成24年度も引き続き、電子マニフェストの加入料助成を実施します。助成対象は、三重県内に本社、支社、事業所等の事業所を置く排出事業者、収集運搬業者、処分業者の方で、平成24年4月1日から平成25年2月12日までの間に加入申し込みを行い、かつ、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが平成25年2月12日までに加入登録を行ったもののうち、平成25年2月28日までに電子マニフェストの利用を開始された方です。すでに収集運搬業者で加入しており、新たに排出事業者として加入した場合なども対象になります。また、助成の申請は必要ありません。詳細については、三重県のホームページをご覧ください。

電子マニフェストは事務処理の効率化、管理の容易さ、法令遵守、透明性の確保等メリットが多く、さらに電子マニフェストのみで交付を行った場合、毎年6月末までの県へのマニフェスト交付等状況報告が不要になります。また、平成24年4月1日から電子マニフェストの料金改定が行われています。是非この機会に電子マニフェストへの加入をお勧めします。

優良産廃処理業者認定制度の活用について

事業者は、自らの産業廃棄物を最終処分が終了するまで適正に処理する責任があります。したがって処理委託先の産廃処理業者を処理料金の安さだけで安易に選定せず、その産廃処理業者が信頼に値するかを事業者自身の責任で見極める必要があります。優良産廃処理業者は通常の許可基準よりも厳しい基準で審査、認定されており、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。優良産廃処理業者認定制度を活用して、より一層の適正処理を進めましょう。

産業廃棄物処理業に関するQ&A

Q 私の会社では（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの収集・運搬課程の講習会を受講し、修了証を有していた取締役が平成24年3月31日をもって退任してしまいました。産業廃棄物収集運搬業許可の更新申請を行いたいのですが、他の役員が初めて同センターの講習会を受講する者である場合、収集・運搬課程の更新講習会を受講すればよいのでしょうか。

A 三重県では、産廃処理業の許可要件である「産廃の収集・運搬処理を的確に行うに足る知識及び技能を有していること」を判断するにあたり、許可申請時に申請を行う法人（又は個人）の役員等が受講した（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの講習会の修了証の確認を求めています。

当該講習会には、新規講習会と更新講習会があり、新規講習会は、更新講習会に比べ受講科目が多く内容の濃いものとなっていることから、受講する役員等については、新規講習会を受講したうえで継続し更新講習会を受講しておく必要があります。

したがって、今回のケースにおいては、他の役員が新規講習会を受講する必要があります。なお、今回の質問のように講習会の受講修了者である役員等が突然退任する場合がありますが、受講修了者がいない状態とならないよう、他の役員がすみやかに講習会を受講していただく必要があります。

不法処理防止パトロールを実施

平成24年2月14日（火）桑名市内といなべ市内の不適正処理現場を当協会役員と県廃棄物監視指導室職員12名が河川敷の廃油、PCB、VOC滲出現場及び廃プラスチック類不適正処理現場をパトロールしました。河



川敷の現場では恒久的な対策が必要であり、廃プラスチックは劣化が激しく、事業者への法的措置と飛散防止対策等が急がれます。

協会としては今後とも不法投棄、不適正処理の防止、啓発に努めていきます。

東日本大震災地のがれきの受け入れ

「三重県と市長会、町村会は、4月20日安全性の確保を前提としながらも、日本大震災地のがれきの受け入れに前向きな姿勢を示し、実質的な受け入れ表明となった。鈴木知事、亀井市長会長、谷口町村会長、伊藤環境省廃棄物・リサイクル部長は合意書と覚書に調印した。

合意書は、①災害廃棄物の安全性が確保されること ②住民の不安が払しょくされること ③議会の理解を得ることなど広域処理への環境が整うこと ④災害廃棄物処理後の処理体制が整備されること の4点

覚書は、①受け入れ災害廃棄物のセシウム濃度は1キロ当たり百ベクレル以下 ②安全性の確保は県が国と協議し、県の責任において対応 ③市町の償却施設で発生した焼却灰などの処分は県と国が協議して確保 の3点」（4月23日伊勢新聞の掲載記事から抜粋）

「放射性物質汚染対処特別措置法」の目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人への健康または生活環境を速やかに低減する。

責務

- *国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- *地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- *関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国または地方公共団体の施策に協力

制度

*基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める。

*基準の設定

環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準（8000ベクレル）を設定

*監視・測定の実施

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

*放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている恐れがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものを指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

*放射性物質により汚染された土壌等（草木、工作物等を含む）の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさを勘案し、国が除染等の措置を実施する必要がある地域を指定
- ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
- ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域を指定
- ④ 都道府県知事等は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める地域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
- ⑤ 国、都道府県知事、市町村長は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
- ⑥ 国による代行規定を設ける ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止

*原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

*特定廃棄物又は除染土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進

国又は地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するため必要な措置を実施

*費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行えるよう、必要な措置を実施

